

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表  
(傍線部分は改正部分)

改正	現行
<p>題名 東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案</p> <p>(選挙期日の特例等)</p> <p>第一条 指定市町村（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第六十八号。以下この条において「統一地方選特例法」という。）第一条第一項に規定する選挙の期日においては東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第四項において同じ。）の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として総務大臣が指定する市町村をいう。以下同じ。）及び指定県（指定市町村の区域を包括する県をいう。以下同じ。）のうち、平成二十三年三月一日から同年六月十日までの間にその議会の議員又は長の任期が満了することとなるものの議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項及び統一地方選特例法第一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して二月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「特例選挙期日」という。）とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>題名 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律</p> <p>(選挙期日等)</p> <p>第一条 指定市町村（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第六十八号。以下この条において「統一地方選特例法」という。）第一条第一項に規定する選挙の期日においては平成二十三年東北地方太平洋沖地震</p> <p>の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として総務大臣が指定する市町村をいう。以下同じ。）及び指定県（指定市町村の区域を包括する県をいう。以下同じ。）のうち、平成二十三年三月一日から同年六月十日までの間にその議会の議員又は長の任期が満了することとなるものの議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項及び統一地方選特例法第一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して二月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「特例選挙期日」という。）とする。</p> <p>2 [略]</p>

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける指定市町村又は指定県の議会の議員又は長について、任期が満了することとなる日が平成二十三年六月十一日から特例選挙期日までの間にあるとき又は任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由がこれらの規定の適用を受けることとなった日から第三条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに生じたときは、当該議会の議員又は長の選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条第一項及び統一地方選特例法第一条の規定にかかわらず、特例選挙期日とする。

4 特例市町村（第一項又は第二項の規定の適用を受ける指定市町村以外の市町村のうち、東日本大震災の影響のため公職選挙法第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条第一項の規定により選挙を行うべき期間においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として総務大臣が指定する市町村をいう。以下同じ。）及び特例県（特例市町村の区域を包括する県であつて第一項又は第二項の規定の適用を受ける指定県でないものをいう。以下同じ。）のうち、平成二十三年六月十一日から特例選挙期日までの間にその議会の議員又は長の任期が満了することとなるものの議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、特例選挙期日とする。

5 特例市町村又は特例県の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が第三条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに生じたときは、当該選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、特例選挙期日とする。

6 第一項又は第四項の規定による指定をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

7 第一項若しくは第四項の規定による指定又は特例選挙期日を定める政

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける指定市町村又は指定県の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由がこれらの規定の適用を受けることとなった日から第三条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに生じたときは、当該選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項及び統一地方選特例法第一条第三項又は第四項の規定にかかわらず、特例選挙期日とする。

4 第一項の規定による指定をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

5 第一項の規定による指定

令の立案に当たっては、総務大臣は、あらかじめ当該県の選挙管理委員会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

8 前項の規定により当該県の選挙管理委員会が総務大臣に意見を述べるに当たっては、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

(任期の特例)

第二条 この法律の施行の日から特例選挙期日の前々日までの間に任期が満了することとなる指定市町村若しくは指定県又は特例市町村若しくは特例県の議会の議員又は長の任期は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十三条第一項又は第四百十条第一項の規定にかかわらず、特例選挙期日の前日までの期間とする。

(同時選挙)

第四条 第一条の規定により行われる指定県若しくは特例県の議会の議員の選挙及び指定県若しくは特例県の知事の選挙又は指定市町村若しくは特例市町村の議会の議員の選挙及び指定市町村若しくは特例市町村の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行う。

2 第一条の規定により同一の特例選挙期日に行われる指定市町村又は特例市町村の議会の議員又は長の選挙及び当該指定市町村又は特例市町村の区域を包括する指定県又は特例県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に行う。

3 [略]

(文書図画の掲示の禁止期間)

第五条 [略]

に当たっては、総務大臣は、あらかじめ当該県の選挙管理委員会の意見を聴かなければならない。

6 前項の規定により当該県の選挙管理委員会が総務大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聴くものとする。

(任期の特例)

第二条 この法律の施行の日から平成二十三年六月十日までの間に任期が満了することとなる指定市町村又は指定県の議会の議員又は長の任期は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十三条第一項又は第四百十条第一項の規定にかかわらず、特例選挙期日の前日までの期間とする。

(同時選挙)

第四条 第一条の規定により行われる指定県の選挙及び指定県の知事の選挙又は指定市町村の議会の議員の選挙及び指定市町村の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行う。

2 第一条の規定により行われる指定市町村の議会の議員又は長の選挙及び当該指定市町村の区域を包括する指定県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に行う。

3 [略]

(文書図画の掲示の禁止期間)

第五条 [略]

2 第一条第三項又は第四項の規定により行われる任期満了による選挙に対する公職選挙法第四十三条の規定の適用については、同条第十九項第三号中「任期満了の日」とあるのは、「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第二条の規定の適用がないものとした場合における任期満了の日」とする。

（寄附等の禁止期間）

第六条 〔略〕

2 第一条第三項又は第四項の規定により行われる任期満了による選挙に対する公職選挙法第九十九条の二及び第九十九条の五の規定の適用については、同条第四項第三号中「任期満了の日前九十日に当たる日（第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされた場合にあつては、任期満了の日前九十日に当たる日又は当該告示がなされた日の翌日のいずれか早い日）」とあるのは、「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第二条の規定の適用がないものとした場合における任期満了の日前九十日に当たる日」とする。

（政令への委任）

第七条 〔略〕

2 指定市町村若しくは指定県又は特例市町村若しくは特例県の議会の議員又は長の第一条の規定により行われる選挙以外の選挙につき公職選挙法の規定により難い事項については、政令で特別の定めをすることができる。

（寄附等の禁止期間）

第六条 〔略〕

（政令への委任）

第七条 〔略〕

2 指定市町村又は指定県 の議会の議  
員又は長の第一条の規定により行われる選挙以外の選挙につき公職選挙法の規定により難い事項については、政令で特別の定めをすることができる。